

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 入札説明書

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
14	16.基本協定書の締結	<p>落札者は、落札決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官・契約担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長、支出負担行為担当官文部科学省大臣官房会計課長、支出負担行為担当官文化庁次長、支出負担行為担当官国立教育政策研究所総務部長、支出負担行為担当官科学技術政策研究所長、支出負担行為担当官会計検査院事務総長官房会計課長及び支出負担行為担当官金融庁総務企画局総務課長）を相手方として、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 基本協定書（案）」（資料10）に基づき、基本協定を締結しなければならない。</p>	<p>落札者は、落札決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官・契約担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長、支出負担行為担当官文部科学省大臣官房会計課長、支出負担行為担当官文化庁次長、支出負担行為担当官国立教育政策研究所総務部長、支出負担行為担当官科学技術政策研究所長、支出負担行為担当官会計検査院事務総長官房会計課長及び支出負担行為担当官金融庁総務企画局総務課長）を相手方として、別添「中央合同庁舎第7号館整備等事業 基本協定書（案）」（資料10）に基づき、基本協定を締結しなければならない。 <u>ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、国の書面による承諾を得て期間を延長することができる。</u></p>	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
14	第35条4項	(新たに追加)	埋蔵文化財調査で遺構が発見されたこと、又は地中障害物(人骨、不発弾を含む。)が発見されたことにより、本件工事の施工に関し事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、国は当該増加費用を負担する。	
16	第40条3項	埋蔵文化財調査で遺構が発見されたこと、又は地中障害物(人骨、不発弾を含む。)が発見されたことにより本件工事が遅延し、本件施設引渡日までに事業者から国に対する本件施設の引渡しがなされない場合、国は、当該引渡日から実際に本件施設の引渡しが行なわれた日までの期間(両日を含む。)において、事業者が負担した合理的な増加費用を、事業者に対して支払う。 この場合、国は遅延損害金を負担しない。	(削除)	
26	第77条第1項第一号	事業者の責に帰すべき事由により、事業者が本件施設について、業務要求水準書に適合した維持管理業務及び運営業務を行わないとき。但し、本件施設費の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。なお、サービスの対価の減額及び本件施設費等の支払留保並びに契約の終了に関する手続きは、第63条及び第70条に定めるところに従う。	事業者の責に帰すべき事由により、事業者が本件施設について、業務要求水準書に適合した維持管理業務及び運営業務を行わないとき。但し、本件施設費等の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。なお、サービスの対価の減額及び本件施設費等の支払留保並びに契約の終了に関する手続きは、第63条及び第70条に定めるところに従う。	
26	第77条第1項第二号	事業者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。但し、本件施設費の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。	事業者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。但し、本件施設費等の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。	
26	第77条第1項第三号	全各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反したとき。但し、施設費等の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。	全各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反したとき。但し、本件施設費等の減額及び支払いについては、次項に定めるところに従う。	12月9日掲載の訂正表の再訂正
27	79条2項二号イ	最長、当初定められた本件施設費支払いのスケジュールに従い、上記本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額に充つるまで分割して支払う。	最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、上記本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額に充つるまで分割して支払う。	
28	80条2項二号イ	最長、当初定められた本件施設費支払いのスケジュールに従い、上記本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額に充つるまで分割して支払う。	最長、当初定められた本件施設費等の支払いのスケジュールに従い、上記本契約終了時点における本件施設費の残額及びこれにかかる経過利息の100分の100に相当する金額に充つるまで分割して支払う。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
32	第91条2項	事業者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、国の事前の承認なしに、本契約上の地位及び本件事業等について国との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。	事業者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、国の事前の承認なしに、本契約上の地位及び本件事業等について国との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないことを国に対して誓約する。	
36	別紙[] 法令 変更に係る負担 (第94条関係)	但し、消費税に関する変更並びに本件施設の所有に関する新税創設及び法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更により事業者において増加する負担については、これを国の負担とする。	但し、消費税に関する変更及び本件施設の所有に関する新税創設により事業者において増加する負担については、これを国の負担とする。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 1-2 中央合同庁舎第7号館整備等事業の付帯事業（民間収益施設）に関する国有財産有償貸付契約書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
3	第14条1項	本借地権を第三者に譲渡することはできない。	本借地権を第三者に譲渡し、又は本借地権に抵当権、質権その他の担保物件を設定することはできない。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 業務要求水準書

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
17	基本計画 隣棟間隔	官庁棟高層部分と官民棟の隣棟間隔は、20m以上を確保する。	官庁棟高層部分と官民棟の各高層部の隣棟間隔は、20m以上を確保する。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 2 - 2 - 11 建築可能範囲

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
2	図中右下の説明文	官庁棟と官民棟の隣棟間隔は、2.0 m以上を確保する。	官庁棟高層部分と官民棟の各高層部の隣棟間隔は、2.0 m以上を確保する。	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 5 市街地再開発事業

頁	章・節	訂正前					訂正後					備考		
		本資料における呼称	床取得予定者	面積	備考		本資料における呼称	床取得予定者	面積	備考				
4	市街地再開発事業の概要	民間権利床と売却予定保留床の規模（PFI法の対象範囲外）												
		民間権利床	民間権利床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	約12,000㎡	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）		民間権利床	民間権利床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	12,000㎡		建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	
		売却予定保留床	民間権利者保留床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	約4,500㎡	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）		売却予定保留床	民間権利者保留床	財団法人霞山会及び住友不動産株式会社	4,500㎡		建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	
			PFI事業者保留床	PFI事業者又はそれに出資する法人	約24,000㎡	建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）			PFI事業者保留床	PFI事業者又はそれに出資する法人	24,000㎡		建築基準法上の延べ面積。（駐車場等を除く。）	

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 8 入札価格の算定及び対価の支払方法

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
6	図<期間の定義と対価の支払いイメージ>グラフ中央部	「経過利息」	「割賦手数料」	誤記

入札説明書・同添付資料 訂正表

資料 10 中央合同庁舎第7号館整備等事業基本協定書（案）

頁	章・節	訂正前	訂正後	備考
1,2	第3条2項	落札者は、SPC の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本件事業等のスケジュールを遵守するために必要な準備行為をなすものとし、国は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力するものとする。	落札者は、SPC の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本件事業等のスケジュールを遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、国は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力するものとする。	